千葉県環境審議会運営規程の一部改正について

改 正 条	型 仁
紙 《 ()	紙一条 (路)
策二条 (略) (所掌事務)	第二条 (略) (所掌事務)
つ (智)	27 (智)
無川朱 (魯)	無川朱 (魯)
所掌させる。 第四条 審議会に次の表の上欄に掲げる部会を置き、当該下欄に掲げる事務を(部会の設置等)	所掌させる。 第四条 審議会に次の表の上欄に掲げる部会を置き、当該下欄に掲げる事務を(部会の設置等)
五 振動防止に係る重要な事項に関すること。四 騒音防止に係る重要な事項に関すること。三 悪臭防止に係る重要な事項に関すること。二 交通環境対策に係る重要な事項に関すること。 大気環境部会 一 大気環境の保全に係る重要な事項に関すること。	五 振動防止に係る重要な事項に関すること。四 騒音防止に係る重要な事項に関すること。三 悪臭防止に係る重要な事項に関すること。二 交通環境対策に係る重要な事項に関すること。大気環境部会 一 大気環境の保全に係る重要な事項に関すること。
三 土壌環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 地盤環境の保全に係る重要な事項に関すること。 水環境部会 一 水環境の保全に係る重要な事項に関すること。	1 土壌環境の保全に係る重要な事項に関すること。 1 地盤環境の保全に係る重要な事項に関すること。 水環境部会 水環境の保全に係る重要な事項に関すること。
	資源循環の推進に係る重要な事項に関すること。 資源循環の推進に係る重要な事項に関すること。 廃棄物処理に係る重要な事項に関すること。
1 自然公園に係る重要な事項に関すること。 自然環境部会 自然環境の保全に係る重要な事項に関すること。	1 自然公園に係る重要な事項に関すること。 自然環境部会 自然環境の保全に係る重要な事項に関すること。
き ・ に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	まままった護及び狩猟に係る重要な事項に関する ・ 野生鳥獣の保護及び狩猟に係る重要な事項に関する
温泉部会 一 温泉に関する重要な事項に関すること。	温泉部会 一 温泉に関する重要な事項に関すること。
全面政策部会 一 環境保全に係る重要事項(他の部会の所掌に属する	

2、3及び4 (略)	27、32/24 (略)
第 江 《 经)	新